

## 安全保障理事会決議 2042 (2012)

2012年4月14日の、安全保障理事会第6751回会合にて採択

安全保障理事会は、

2011年8月3日、2012年3月21日および2012年4月5日の安保理議長諸声明を想起し、また総会の全ての関連する諸決議もまた想起し、

2012年2月16日の総会決議 A/RES/66/253 およびアラブ連盟の関連する諸決議に続く、国際連合並びにアラブ連盟の合同特使、コフィ・アナンおよび彼の活動に対する安保理の支援を再確認し、

シリアの主権、独立、統一および領土保全並びに国連憲章の目的と原則に対する安保理の強い公約を再確認し、

シリア当局による広範な人権侵害および武装集団によるあらゆる人権侵害を非難し、それに責任を有する者が責任を問われものとするを想起しまたシリアにおける数多くの国民の死に安保理の深い哀悼の念を表明し、

国際連合およびアラブ連盟の合同特使の6項目提案を履行する2012年3月25日のシリア政府の約束並びに2012年4月1日の特使とのコミュニケーションにおいて行うことを合意したように、(a)人口密集地に向けた部隊の移動を止め、(b)そのような密集地における重火器のあらゆる使用を止め、そして(c)人口密集地の中および周辺に集中している軍隊の撤退を始めるという同政府の約束を緊急に且つ明らかに実施すること並びに遅くとも2012年4月10日までに全体でこれらを履行することに留意し、また政府が暴力の停止を行うことを条件に、暴力の停止を尊重するというシリアの反政府勢力が表明した約束にもまた留意し、

2012年4月12日現在で、当事者が戦闘の中止を守っているように見え、またシリア政府がその約束を履行し始めたという特使の評価に留意し、また全ての当事者によるあらゆる形態での武力を用いた暴力の持続的な停止を全体で達成するという、特使の六項目提案の全ての要素のシリア政府による即時且つ目に見える形での履行を求める特使の呼びかけを支援し、

1. シリア政府とあらゆる種類のシリアの反政府勢力との包括的な政治的対話を始めることを通してを含む、あらゆる暴力と人権侵害の即時停止をもたらす、人道的アクセスを保証し、且つ市民がその帰属、種族若しくは信条に関わりなく平等である民主的、多元的な政治制度を導くシリア人主導の政治的移行を促進することを目的とした、特使の六項目提案（添付書類）の全ての要素の緊急の、包括的且つ即時の履行に対する安保理の完全な支援を再確認しまたそれを呼びかける。
2. シリア政府に対し、2012年4月1日の特使とのコミュニケーションにおいて合意したように、(a)人口密集地に向けた部隊の移動を止め、(b)そのような密集地でのあらゆる重火器の使用を止め、そして(c)人口密集地の中および周辺に集中している軍隊の撤退を始めるというその約束を全体で明らかに実施することを求める。

3. 暴力の持続的停止を促進するために、全てのシリア政府部隊と重火器を人口密集地からその兵舎まで撤退させるという特使が付け加えた重要性を強調する。
4. 反政府勢力を含む、シリアにおける全ての当事者に対し、あらゆる形態での全ての武器を用いた暴力を止めることを直ちに求める。
5. 全ての当事者によるそのあらゆる形態での武器を用いた暴力の持続的停止を条件として、事務総長とシリア政府の協議の後に、遅くとも 2012 年 4 月 18 日までに受領することを安全保障理事会が要請した、事務総長からの正式な提案を基礎とした、全ての当事者によるあらゆる形態での武器を用いた暴力の停止および特使の 6 項目提案の関連する側面を監視するシリアにおける国際連合監視団を直ちに設立する安保理の意図を表明する。
6. シリア政府に対し、以下のことにより、先遣隊を含む、監視団の効果的な活動を確保することを求める。すなわち、その職務権限を遂行するのに求められるその要員と能力の迅速且つ妨害のない展開を促進すること、その職務権限を遂行するのに必要な完全な、支障のない且つ速やかな移動およびアクセスの自由を確保すること、その障害のないコミュニケーションを許可すること、および監視団と交流したことの結果としたあらゆる者に対する報復なしに、シリア全土の個人と自由且つ非公開で意思を疎通することを許すこと。
7. 当事者と連絡しあう 30 名までの非武装軍事監視員からなる先遣隊を認めることおよび第 5 項に言及された監視団が展開するまでの間、全ての当事者によるあらゆる形態での武器を用いた暴力の完全な停止の履行に関して報告することを始めることを決定し、またシリア政府と全ての他の当事者に対し、先遣隊が、第 6 項に定めた条件に従ってその任務を実行できることを確保することを求める。
8. 当事者に対し、その移動およびアクセスの自由を害することなしに先遣隊の安全を保証することを求め、またこれに関連した第一義的責任はシリア当局にあることを強調する。
9. 事務総長に対し、先遣隊の効果的な活動に対するいずれかの当事者のいかなる妨害も安全保障理事会に直ちに報告することを要請する。
10. シリア当局が国際法および人道援助の指導原則に従って、援助を必要としている全ての住民に対し人道支援要員の即時の、完全且つ支障のないアクセスを認めるという安保理の求めをくり返し表明し、またシリアにおける全ての当事者、とりわけシリア当局に対し、人道援助の提供を促進するため国際連合および関連する人道援助機構と十分に協力することを求める。
11. 事務総長に対し、2012 年 4 月 19 日までに、本決議の履行に関して安保理に報告することを要請する。
12. 本決議の履行を評価しそして必要に応じて更なる措置を考慮する安保理の意図を表明する。
13. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

## 国際連合およびアラブ連盟の合同特使の6項目提案

(1) シリア国民の合法的な憧れおよび懸念に対処するシリア人主導の包括的政治過程において特使と協働することを約束し、また、この目的のために、特使によりそうすることを招請された場合には、権限が付与されている対話者を任命することを約束する。

(2) 文民を保護しまた国を安定させるために、戦いを停止しそして全ての当事者によるあらゆる形態での武力を用いた暴力の国際連合が監督した効果的な停止を緊急に達成することを約束する。

この目的のために、シリア政府は、人口密集地に向けた部隊の移動を直ちに止め、またそこで重火器の使用を終わらせ、そして人口密集地の中および周辺に集中している軍隊の撤退を始めるべきである。

これらの行動が現場で取られるようになった場合に、シリア政府は、効果的な国際連合監督制度と共に、全ての当事者によるあらゆる形態での武力を用いた暴力の持続的停止をもたらすために特使と協働すべきである。

同様の約束が、戦いを停止しそして効果的な国際連合監督制度と共に、全ての当事者によるあらゆる形態での武力を用いた暴力の持続的停止をもたらすために特使と協働することを反政府勢力および全ての関連する要素から特使により求められることとなる。

(3) 戦いの影響を受けた全ての地区に人道援助の時宜を得た提供を確保し、またこの目的のために、当面の措置として、1日に2時間の人道的な休止を受諾し且つ履行することおよび地方レベルのものを含む、効率的な制度を通じた1日の休止の厳格な時間と様式を調整すること。

(4) 特に脆弱な範疇の人々を含む、恣意的に拘留された人々および平和的な政治活動に関与した人々を解放するペースと規模を強め、そのような人々が拘留されていた全ての場所の一覧表を適切な経路を通して遅滞なく提供し、そのような場所へのアクセスを計画することを直ちに初め、また適切な経路を通して、そのような人々に関する情報、アクセス若しくは解放を求める全ての書面による請求に迅速に対応する。

(5) ジャーナリストの同国全土の移動の自由と彼らに対する差別のない査証政策を確保する。

(6) 集会の自由および法的に保証されたように平和的にデモする権利を尊重する。